児童福祉司任用前講習会

ねらい	児童相談所における児童福祉司として業務を遂行していくにあたり必要な知識、技能等を習得し、特別区における児童家庭福祉行政を担う職員の専門性の向上を図るため、児童福祉法等関係法令に基づき実施する。 研修内容到達目標及びカリキュラム等については厚生労働省が示す基準に基づく。
申込条件	（１）児童福祉法第 13 条第３項第７号において定める者 社会福祉主事として２年以上相談援助業務に従事した者 （２）児童福祉法第 13 条第３項第８号、児童福祉法施行規則第６条第 12 号、同条第 13 号において定める者（下記のとおり） ①社会福祉主事たる資格を得た後の次に掲げる期間の合計が２年以上である者 イ　社会福祉主事として相談援助業務に従事した期間 ロ　児童相談所の所員として勤務した期間 ②社会福祉主事たる資格を得た後３年以上相談援助業務に従事した者（①を除く） （３）子ども家庭福祉・母子保健等に携わる職員 【需要数１５７名（指定講習会との合計）】
日　　数	６日間必須、１日間任意（合計７日間）
研修内容	厚生労働省が示す基準に基づく。
日　　程 研修ＩＤ 通知期限	

	日程	研修ＩＤ	通知期限
第１回	５月中旬～６月中旬	2390101	４月上旬
第２回	12 月上～中旬	2390102	11 月上旬